

林業事業体の皆様へ

林業・木材製造業労働災害防止協会
滋賀県支部 支部長 熊川 忠

伐木初心者に対する伐木実技訓練の適切な実施のための
集団指導会の開催について

平素は、当支部の活動にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

また、各事業所におかれましては、日々、労働災害を未然に防止するための取組みにご尽力されていることと存じます。

本県においては、林業における死亡災害は、令和元年以来発生しておりませんが、全国で見ると、林業における労働災害発生率は、他産業に比べて高く、特にチェーンソーによる伐木等作業中に発生した死亡災害が未だに 6 割程度を占めており、伐木等作業への対策を強化する必要があります。

林業事業者は、新規就業者に対して、法令に基づき雇入れ時の教育とともに、チェーンソー用いて行う伐木等の業務に就かせる者には伐木等の業務に係る特別教育を行うことが定められ、また、林業事業者は就業者の技能向上のため、自ら伐木作業に係る職場内訓練を実施することが求められています。しかしながら一部林業事業者においては立木を用いた伐木の実技訓練のノウハウがないため、特別教育を終了した新規就業者に対して、伐木作業に必要な立木による伐木実技訓練を行うことなく、立木の伐木作業に就かせている実情があります。

このため、伐木等業務に係る特別教育修了者で、伐木作業に従事して 1 年未満の者に対して、林業事業者が自ら実施する伐木作業に係る職場内研修を安全かつ効果的に行えるよう、そのノウハウを簡潔にまとめた「伐木初心者に対する伐木実技訓練マニュアル」を令和 6 年度に林災本部が作製しました。このマニュアルを用いて伐木初心者に対する伐木実技訓練が実施できるよう下記のとおり集団指導会を実施します。

お忙しいとは存じますが、開催趣旨をご理解いただき多数ご参加いただきますようご案内します。

なお、準備の都合がありますので、別紙申込書を令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）までにメールもしくは FAX で送付してください。

記

- 1 開催日時 令和 7 年 1 2 月 5 日(金) 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 3 0 分
- 2 開催場所 滋賀県林業会館大会議室
- 3 対 象 者 林業事業体の事業主、労働安全担当者および作業班長等
(伐木初心者雇用している、あるいは雇用予定がある事業者、
それ以外の事業者の方も参加していただけます。)

- 4 参 加 費 無料

- 5 講 師 林災防安全管理士 佐光 和夫 氏

(材木通信で 1 2 月 4 日開催とお知らせしていましたが、都合で 5 日に変更しました。)

(別 紙)

令和 年 月 日

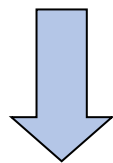
伐木初心者に対する伐木実技訓練の適切な実施
のための集団指導会（12月5日）出席者報告

事業体名

住 所

連 絡 先

役 職	お 名 前



FAX 番号 林災防滋賀県支部
0 7 7 - 5 7 4 - 7 6 0 7

Mail i n f o @s-mokkyo.com